

「大阪府人権教育推進計画」の改定案の概要

- すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現には、一人ひとりの人権尊重の精神を育むことが不可欠であり、そのために行われる人権教育・人権啓発は重要なものです。大阪府では、平成17（2005）年3月に、大阪府人権教育推進計画を策定し、これに基づき、人権教育・人権啓発を総合的に推進しています。
- 昨年12月、大阪府では、インターネット上において人権侵害が多発するなど社会情勢や価値観が大きく変化し人権課題が複雑多様化していることなどを踏まえ、大阪府人権施策基本方針を変更したところです。
- 今回、この変更を踏まえ、メディア・リテラシーの育成の推進や、「いのち輝く未来社会の実現」をテーマとする大阪・関西万博を控え、性の多様性の理解増進など国際都市にふさわしい環境整備など、新たな課題に関する人権教育・人権啓発を推進するため、大阪府人権教育推進計画を改定するものです。

1 大阪府人権教育推進計画について（大阪府の人権施策の推進の体系）

- **大阪府人権尊重の社会づくり条例**
 - ・ 大阪府では、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざして、平成10（1998）年10月に、人権尊重の社会づくりを進めるための大阪府の責務や基本方針の策定などについて定めた「大阪府人権尊重を定める社会づくり条例」を制定しました。
- **大阪府人権施策基本方針**
 - ・ 平成13（2001）年3月には、条例のめざす「すべての人の人権が尊重される豊かな社会」を実現するため、「大阪府人権施策基本方針」を策定しました。基本方針においては、二つの基本理念を掲げ、すべての行政分野において、基本理念を踏まえた総合的な施策の推進に努めるとともに、人権施策の基本方向を定めています。
（基本理念）一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のない社会の実現
誰もが個性や能力をいかして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造
（基本方向）人権意識の高揚を図るための施策（人権教育、人権教育に取り組む指導者の育成等）
人権擁護に資する施策（府民の主体的な判断・自己実現の支援、人権相談の充実等）
- **大阪府人権教育推進計画**
 - ・ 大阪府人権教育推進計画は、平成17（2005）年3月、大阪府人権施策基本方針において示す「人権意識の高揚を図るための施策」を総合的に推進を図るために、計画期間を10年間とする「大阪府人権教育推進計画」を策定しました。
 - ・ 平成27（2015）年3月に、計画期間の満了に伴い改定し、以後、3年ごとに推進計画の内容を点検しているところです。

2 改定の主なポイント

- これまでの国連や国の動向、府民ニーズや社会情勢の変化、法令・制度の変更等、人権をめぐる動きを踏まえ、記載内容の見直しを行いました。
 - インターネット上において人権侵害事象が多く見られることを踏まえ、情報発信者のモラルや人権意識を高め、また、インターネットの利用者のメディア・リテラシーを育成する取組を進めることを明記しました。
 - 多様な文化や価値観を持つすべての人々が共生できる人権教育を推進するとして、ヘイトスピーチを許さない社会機運の醸成に加え、性の多様性の理解増進に資する教育・啓発の取組を進めることを明記しました。
 - 仲間はずしや言葉・暴力によるいじめについて、重大な人権問題であるとし、学校・家庭・地域等が協働して、いじめの未然防止に向けた取組を進めることを明記しました。
- ※ この大阪府人権教育推進計画の改定案については、大阪府人権施策推進審議会の意見を聞き、策定しています。

3 改定後の大阪府人権教育推進計画の概要

「人権教育」とは

- 人権教育について、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律や、国連人権理事会において採択された人権教育のための世界計画第4フェーズ（2020～2024）行動計画に示される定義を記載しています。

1 はじめに – 人権教育の今日的意義 –

- 一人ひとりが人権尊重社会の実現に向けて、主体的に取組を行うことが求められること、家庭・学校・地域等あらゆる機会や場をとらえて人権教育の取組に対する支援を行う必要があることなど、人権教育を行うにあたり考慮すべき事項を記載しています。
- また、公務員における人権研修の必要性や、マスメディアに従事する関係者の取組の必要性について記載しています。

2 これまでの取組と評価

- 国連や国の動向、府民ニーズや社会情勢の変化、法令・制度の変化等これまでの人権をめぐる動きを記載しています。
- また、これまでの人権教育の推進等の取組と評価や、生活困窮（貧困）をめぐる人権課題や情報化社会の進展による差別や人権侵害の拡大など現在の人権をめぐる状況について記載しています。

3 推進計画

3-1 人権教育の推進

- メディア・リテラシーの育成やいじめの未然防止等、家庭、学校、地域、職場等における人権教育の取組を支援を進めます。また、性の多様性の理解増進等多様な文化や価値観を持つすべての人々が共生できる人権教育推進します。

3-2 人権教育に取り組む指導者の養成

- 地域、職場等において人権教育を担う人材、専門的知識を持った人材の養成をします。また、養成した人材の活用を進めます。

3-3 府民の主体的な人権教育に関する活動の促進

- 具体的な人権問題の解決に際して利用することができる行政サービスや解決のための方策等を支援する環境づくりを推進します。また、NPO等民間団体と連携した取組を推進します。

3-4 人権教育に関する情報収集・提供機能の充実

- 人権教育に関する情報の収集や提供を図り、実践的な教材の整備を推進します。また、人権に関する調査・研究機能の充実を図り、人権教育に係る研究者等との連携を深めます。

4 推進計画のフォローアップ、点検

- 人権問題の現状や推進計画に基づく施策実施状況について、毎年度、大阪府人権白書「ゆまてになにわ（施策編）」を取りまとめ、公表します。
- 国連や国の動向、府民ニーズや社会情勢の変化、法令・制度の変化等に対応するため、3年ごとに推進計画の内容を点検します。